

緊急事態宣言の解除に伴う窓口業務について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

北大阪農業協同組合では、組合員及びご利用者の皆様と職員の安全を最優先に考え、緊急事態宣言以降の4月14日より、窓口業務の一部縮小等によりご不便をお掛け致しておりましたが、緊急事態宣言および自粛要請の解除を受け、5月25日（月）から窓口業務の通常営業を再開させていただきます。

なお、今後の感染拡大第2波も懸念されることから、職員のマスク着用、カウンターの飛沫防止パネルの設置、また、渉外担当者による最小限の渉外活動につきましては継続させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、組合員及びご利用者の皆様の感染防止のためにも、以下の点について、ご理解とご協力をお願いします。

1. 密とならないよう、**混雑状況に応じて窓口の一部閉鎖を行う場合があります。**
通常以上にお待ちいただく可能性がございます。
2. お急ぎのお振込や現金の入出金は、できる限り**お近くのATM等をご利用ください。**
3. 組合員及びご利用者の皆様の感染防止のため、**窓口でお待ちいただく際には、他のご利用者との間隔をお取りいただくなどの感染予防対策へのご協力をお願いします。**
4. **ご来店時には、マスク着用・消毒のご協力をお願いします。**

組合員及びご利用者の皆様には、引き続きのご不便とご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

2020年5月22日

北大阪農業協同組合